

**四日市市通学路交通安全プログラム
通学路の交通安全確保に向けた取り組み**

**令和5年4月
四日市市教育委員会**

目 次

I. 通学路の交通安全対策に向けて

1. これまでの経緯	· · · P 2
2. 通学路とは	· · · P 3
3. 通学路の交通安全対策のフロー図	· · · P 4

II. 具体的な安全対策

1. 四日市市通学路交通安全プログラムによる取り組み	· · · P 5
2. 各校における交通安全に向けた取り組み	· · · P 7

III. 対策の流れ

1. 年間計画	· · · P 8
---------	-----------

I 通学路の交通安全対策に向けて

1. これまでの経緯

これまで通学路に関する改善要望は、各整備部門の地区土木要望のひとつとして扱われ、危険箇所と通学する児童の居住する自治会が異なる場合や自治会でほかに優先度の高い要望がある場合など採用されにくい等の状況がありました。

その後、通学路に特化した対応システムと予算確保が必要であるとの議論を経て、通学路の安全確保に向けた取り組みを前進させるため、平成17年度から、教育委員会において通学路交通安全施設整備事業を開始し、ハード整備にかかる予算の一部を教育予算として確保し、危険箇所へのカーブミラー、ガードレール、側溝ふたの設置、路面標示の塗り直し等、安全確保に即効性が高く、比較的軽微な交通安全整備を実施してきました。

また、平成24年に京都府亀岡市で発生した事故等、通学途中に痛ましい事故が相次いだ事により、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携した対応策の検討が始まりました。全国の各市町において、管轄の警察署、道路管理者、教育委員会が連携して通学路における危険箇所等の点検を行い、安全確保に向けた取り組みを行うための「通学路における緊急合同点検等実施要領」が作成され、四日市市においても、平成24年度に通学路における緊急合同点検を実施しました。

平成26年度には、関係機関が連携して通学路の安全確保に向けた取り組みを行うための「四日市市通学路交通安全プログラム」を策定するとともに、四日市市通学路交通安全推進会議を設置しました。

現在も、「四日市市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。

2. 通学路とは

「通学路の定義」

通学路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に定める道路及びその他の道路のうち、児童・生徒が通学のため通常利用する経路で、児童・生徒の通学の安全確保と、教育的環境維持のために、学校が設定した区間をいう。

○通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・歩車道の区別がない場合、交通量が少なく、幅員が児童生徒の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されていたり、または、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低いなど

<参考>交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令
(法第六条第三項の政令で定める通学路)

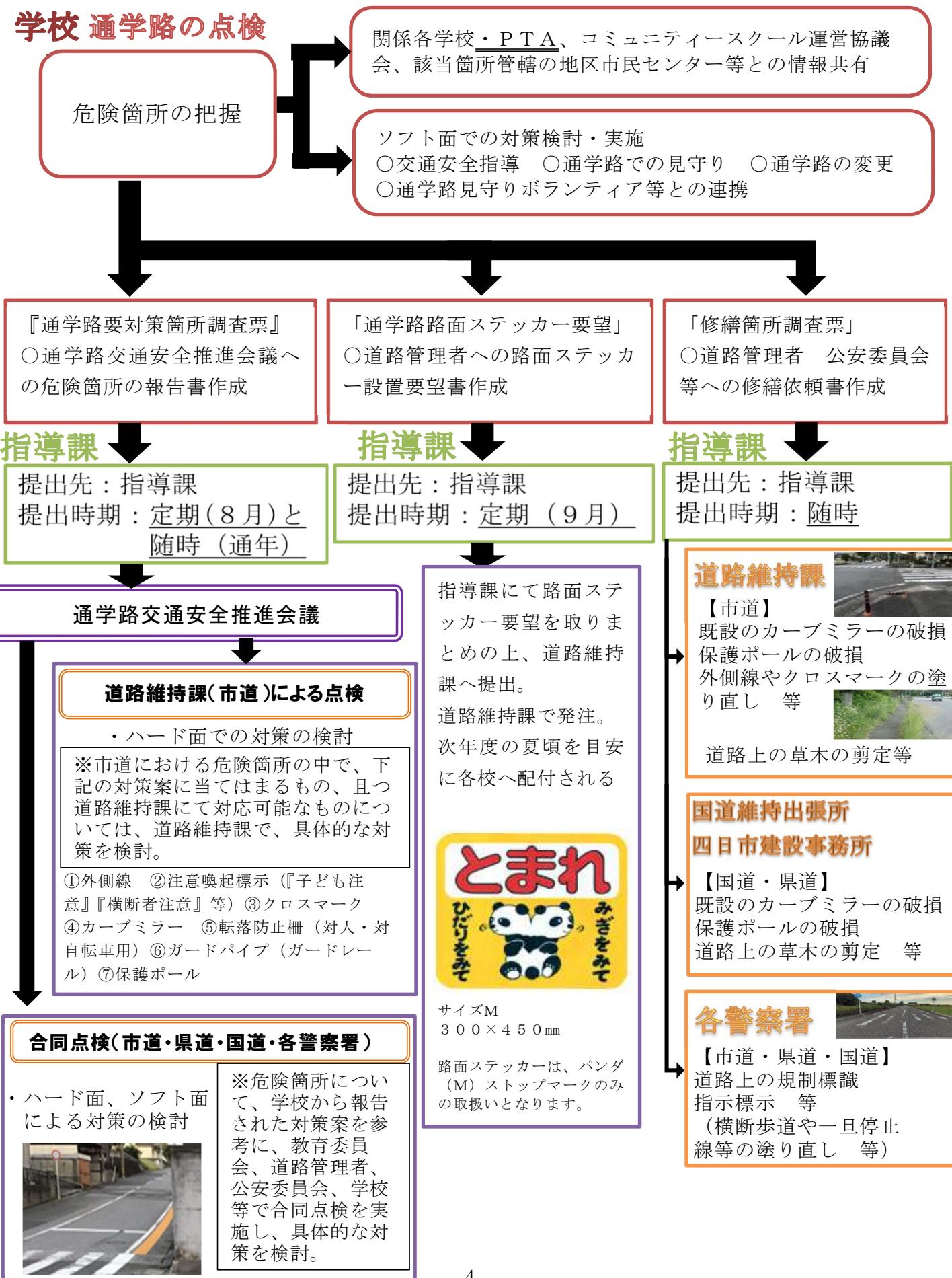
第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

児童又は幼児が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間

（例）小学校通学路 統合型G I Sより



3. 通学路の交通安全対策のフロー図



II 具体的な安全対策

1. 四日市市通学路交通安全プログラムによる取り組み

四日市市通学路交通安全プログラムとは、児童・生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関（教育委員会、道路管理者（国・県・市）、警察）が継続的に交通安全対策を実施するための取り組みの方針です。

四日市市では、本プログラムの実現に向けた検討を行うことを目的として、平成26年度に四日市市通学路交通安全推進会議を設置しました。これにより、関係機関による合同点検や、合同点検の結果等に基づいた各種対策の実施、対策実施後の効果把握、対策の改善・充実を図っています。これらの取り組みをP D C Aサイクル（Plan・Do・Check・Action）として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

（1）取り組みの方針

〔基本的な考え方〕

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年度の緊急合同点検の枠組みを生かして合同点検を継続とともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

（2）通学路交通安全推進会議の設置

（組織及び委員）

- ・四日市市教育委員会事務局（指導課、教育総務課）
 - ・四日市市都市整備部（道路管理課、道路維持課）
 - ・国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
 - ・三重県四日市建設事務所
 - ・三重県公安委員会（四日市南警察署、四日市北警察署、四日市西警察署）
 - ・その他通学路の交通安全対策に関わる機関
- ※ 各対策必要箇所に応じて関係機関で協議

（3）取り組み内容

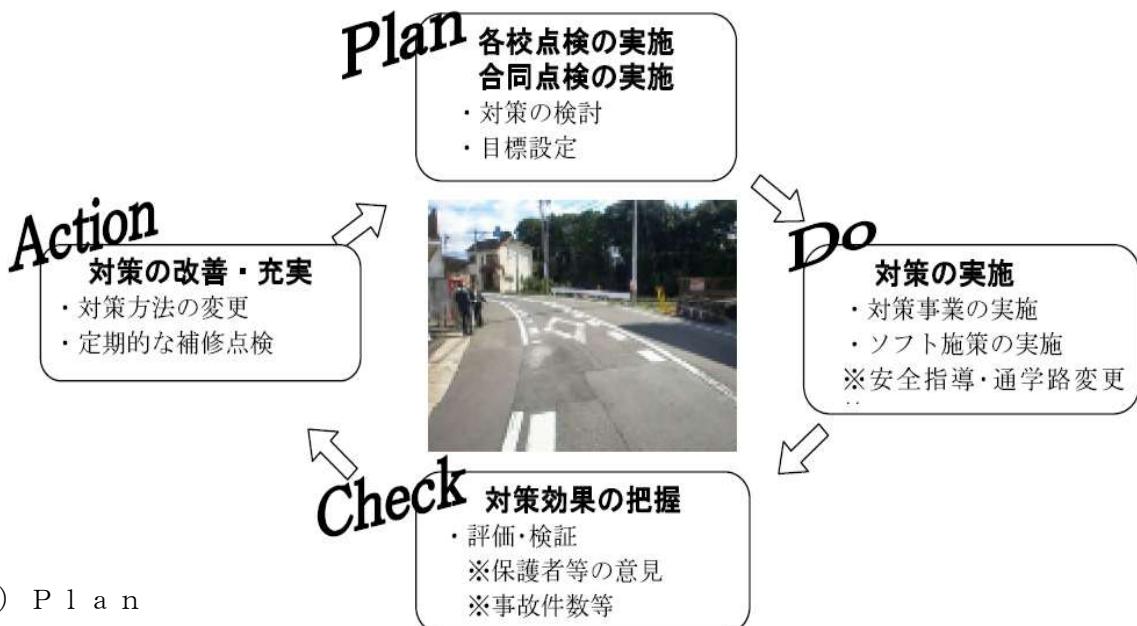
関係機関による合同点検の実施、各種対策の実施（ハード整備・ソフト対策）
対策後の効果検証、対策内容等の公表、関係者会議の開催

（4）安全対策の対象となる箇所（要対策箇所）

「学校が設定した通学路のうち、特に安全対策が必要であると判断する箇所」

※ 修繕等については、各警察署、各道路管理者が順次、対応を行う。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(1) P l a n

○各校点検の実施

- ・各小・中学校は、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象として、PTAや子ども見守りボランティア等と協力して、安全の確保のための点検を実施し、その結果を指導課へ報告します。
- ・校区が重なる箇所や、隣接校区にまたがる箇所について、関係学校間で調整を行います。
- ・地域との連携を強化するため、小中学校と地区市民センター間において情報共有を図ります。

○合同点検の実施

- ・各校点検の結果をもとに、必要に応じて、教育委員会、道路管理者、警察、学校・PTA等で合同点検を実施します。

○対策の検討

- ・合同点検によって抽出した対策必要箇所について、箇所ごとに、具体的な対策を検討します。

　　ハード対策…路面標示、防護柵・カーブミラー設置等。

　　ソフト対策…通学路変更、交通規制、交通安全教育等。

(2) D o

○対策の実施

- ・対策の円滑な実施に向けて、関係者間で連携を図ります。

(3) C h e c k

○対策効果の把握

- ・対策効果を把握するための手法を検討し、対策実施後の効果を把握します。

(4) A c t i o n

○対策の改善・充実

- ・安全性の向上のため、対策結果について関係者間で認識を共有するとともに、効果把握の結果を踏まえ、必要に応じて、対策内容の改善・充実を図ります。

2. 各校における交通安全に向けた取り組み

(1) 交通安全教育の推進

児童生徒が生き生きと活動し、安全に学ぶことができるようになるためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠です。

そのために、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を養うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような子どもを育てます。

また、自然の持つ「恵み」と「災害」を理解し、郷土愛を育むとともに、「災害から生き抜く力」を身に付けることを目指します。

(3) 交通安全教育の推進(交通安全)

○保護者や地域の「見守り隊」、警察等と連携しながら、通学路の危険箇所の確認や登下校指導等を行い、通学路の危険と安全な登下校の仕方についての理解を深めます。

○道路の安全な歩行の仕方や自転車の安全な乗り方など、交通ルールを守ろうとする意識を向上させるために、警察等と連携した交通安全教室を推奨します。

○自転車乗車中の事故防止のために、「自転車安全利用5則」²の周知徹底を図ります。

※1 地域において児童生徒の登下校の安全を見守るボランティア団体

※2 ①自転車は車道が原則、歩道は例外(13歳未満は歩道通行可) ②車道では左側を通行 ③歩道では歩行者優先で車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る(二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ⑤ヘルメット着用

【第4次四日市市学校教育ビジョン基本目標3-④ 防災・安全教育の推進より一部抜粋】

(取り組み例)

- ・道路管理課や警察、交通安全協会、公安委員会指定の自動車学校等との連携を図った交通安全教室を実施する等、安全教育充実に努める。
- ・学級活動や全校集会等を活用し、登下校時に注意すべき事項やマナー・ルール等を定期的に指導する。
- ・自転車の安全点検、安全指導を定期的に実施する。



四日市市交通安全教育指導員（とみまつ隊）による小学校での交通安全教室

(2) 安全な通学路の設定

安全な通学路の設定については、交通安全、生活安全、災害安全の観点を踏まえ、PTAや地域の関係者の協力を得ながら、通学路の状況の把握、安全確保に努め、可能な限り安全な通学路を設定する必要があります。

(取り組み例)

- ・通学路安全点検チェックリストを活用した通学路の見直し
- ・集団登校の場合は、集合場所、集合場所までの経路等の見直し

(3) 通学路の安全点検、危険箇所の把握と周知

各校においては、保護者、地域、見守りボランティア等と協力して、安全の確保のための点検を実施する必要があります。その際には、交通安全の観点とともに、防犯、防災の観点も踏まえることも大切です。

(取り組み例)

- ・一人一人の通学路を確認の上、通学路の点検を行う。
- ・通学路の状態確認や安全指導のため、教職員による巡回や見守り指導を定期的に行う。
- ・保護者・地域と連携して、通学路ハザードマップ等を作成し、危険箇所の把握と周知に努める。

(4) 安全対策（ソフト面）の実施

保護者、地域と連携した登下校の見守り活動により、子どもたちの安全確保に努めます。



III 対策の流れ 年間計画（目安）

月	四日市市通学路交通安全推進会議	
	実施内容	実施機関
4月	◆集計表・個票整理及び対策状況について各校へ報告 要対策箇所の効果検証 ◆集計表等について市HP上で公表 ◆通学路修正及び統合型GIS上に公開 ◆第1回担当者会議・第1回推進会議開催に係る日程調整	事務局 学校 事務局 事務局 事務局 事務局
5月	◆合同点検に係る日程調整 ＊関係各課・関係機関に合同点検箇所集計表及び個票送付	事務局
6月	◆第1回担当者会・第1回推進会議開催 ◆合同点検開催	推進会議関係者 推進会議関係者
7月	◆合同点検結果等の確認及び集計表・要対策箇所更新	事務局・推進会議関係者
8月	◆要対策箇所を事務局に報告（定期） ★来年度予算計上への資料作成 ◆通学路路面ステッカー要望提出締切	学校 推進会議関係者
9月	◆合同点検に係る日程調整 ◆合同点検開催	学校・事務局 事務局
10月	◆合同点検結果等の確認及び集計表・要対策箇所更新	推進会議関係者
11月	◆第2回担当者会議・第2回推進会議に係る日程調整	事務局・推進会議関係者
12月	◆第2回担当者会議・第2回推進会議開催 ◆各小中学校へ通学路更新依頼	
1月	◆通学路の確定及び指導課へ報告	事務局 推進会議関係者
2月		事務局
3月		学校